

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、(仮称)新リサイクルセンター整備等事業(以下「本事業」という。)を特定事業として選定したので、法第8条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果をここに公表する。

平成13年10月31日

管理者 田原町長 白井 孝市

## 特定事業((仮称)新リサイクルセンター整備等事業)の選定について

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業場所

愛知県渥美郡田原町緑が浜地内(約2ha)

#### (2) 事業内容

選定された民間事業者は、特別目的会社(以下「SPC」という)を設立し、田原町、赤羽根町、渥美町の渥美郡三町(以下「三町」という。)が無償で貸与するごみ固形燃料化施設建設用地(以下「事業用地」という)において、三町より搬入される一般廃棄物の処理を行うごみ固形燃料化施設(以下「リサイクルセンター」という。)の設計・施工を行うとともに、当該施設を一定期間保有し、施設の維持管理・運営までを一括して行うものとする。さらに、生成された固形燃料の有効な利用先の確保を行うものとする。このとき、固形燃料の利用にあたって、同敷地内に固形燃料利用施設を建設することも可能とする。

なお、本事業では固形燃料として、「RDF(Refuse Derived Fuel)」、「炭化物」の両者を定義する。従って、本事業における「固形燃料化施設」とは、これらいずれかを生成する施設を意味する。

#### (3) 事業方式

事業方式は、SPCがリサイクルセンターを建設、15年間所有し、維持管理・運営した後、三町に所有権を移転するBOT(Build Operate Transfer)方式とする。なお、事業期間終了にともなってSPCは当該施設の所有権を三町に簿価を前提とした有償で譲渡するものとする。

### 2. 三町が直接実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

#### (1) 評価の方法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業の実施に関する基本方針」及び(仮称)新リサイクルセンター整備等事業実施方針に基づき、事業期間全体に渡るコスト算出による三町の財政負担の定量的評価、及びPFI方式で実施することによるサービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行うこととする。

(2) 定量的評価

本事業を三町が直接実施した場合とPFI方式により実施した場合それぞれの事業期間全体を通じた三町の財政負担額を比較するにあたり、次のように前提条件を設定した。

なお、これら前提条件は、三町が独自に設定したものであり、民間事業者の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもない。

1) 前提条件

	三町が直接実施する場合	PFI方式により実施する場合
算定対象とする経費	建設費（設計費含む） 運営費（人件費、運転経費等） 維持管理費（補修費等） 地方債償還金及び支払利息 （注）本表「資金調達に関する事項」参照	建設費（設計費含む） 運営費（人件費、運転経費等） 維持管理費（補修費等） 減価償却費 公租公課 借入金返済及び支払利息
事業期間	建設期間：2年、運営期間：15年	
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設規模：75t/日</li> <li>処理量：年間15,934t（計画処理量）</li> <li>処理方式：RDF化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設規模：75t/日</li> <li>処理量：年間15,934t（計画処理量）</li> <li>処理方式：(1)RDF化、(2)炭化 上記2方式について検討</li> </ul>
設計・施工に関する費用	近年におけるRDF製造施設の落札価格の実績を参考に本事業の施設内容を勘案して設定	設計・施工の一括発注及び民間事業者の創意工夫やノウハウの活用等により一定の費用縮減が見込めると想定
維持管理運営に関する費用	既存類似施設の実績及び関係事業者の参考見積りを基に設定	維持管理運営を考慮した設計・施工による業務の効率化及び民間事業者の創意工夫により一定の費用縮減が見込めると想定
資金調達に関する事項	国庫補助 補助要綱に準じた補助率より算定*1 起債 地方債許可方針等に準じた充当率より算定*2 15年返済（建設期間据置） 3.0%*3 一般財源 総事業費から国庫補助、起債額を除いた額	国庫補助 三町が直接実施する場合と同様 資本金 建設費の10%出資 民間金融機関借入 総事業費から国庫補助、資本金を除いた額 15年返済（建設期間据置） 4.0%*3
割引率	4.0%	

\*1：国庫補助対象事業について廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱に基づき、田原町、渥美町該当分について補助率を50%とした。

\*2：地方債の充当率は、国庫補助対象事業、地方単独事業ともに95%とした。地方債の償還にあたっては、交付税法ではPFI事業に関する規定がなく、本事業に関して現段階では不確

定な要素が多いため、今回は交付税が措置されないものとした。ただし、実際の事業着手にあたっては交付税措置される可能性がある。

\*3：現時点における水準を勘案し、期間 15 年を想定して設定した。

## 2) 算定方法

上記の前提条件を基に、三町が直接実施した場合の三町の財政負担額と PFI 方式により実施する場合の三町の財政負担額を事業期間中に渡り年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算した。このとき PFI 事業の財政負担額は、RDF 化及び炭化のいずれの処理方式についても算出している。

## 3) 評価の結果

現在価値換算された三町の財政負担額を比較した結果、本事業を PFI 方式により実施することにより事業期間中における三町の負担総額は、直接実施する場合と比較して約 6～11%縮減されることが期待できる。

### (3) 定性的評価

本事業を PFI 方式により実施した場合、上記のような定量的効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

#### 1) 一括発注による効率化

施設の設計、施工から維持管理運営までを一括して民間事業者に委ねるため、個別に発注する場合と比較して、事業の合理化、効率化が図られることが期待されるとともに、民間事業者の創意工夫を引き出すことが可能となる。

#### 2) 民間事業者による固形燃料受け入れ先の提案

本事業では、資源循環型社会形成のために、一般廃棄物の固形燃料化だけでなく生成した固形燃料の受け入れ先の確保も運営業務の範囲として想定している。そのため、三町が直接実施した場合には限定的になりがちな固形燃料の利用方法が、民間事業者から提案を求めることにより、選択肢が広がり有効かつ責任ある固形燃料の活用が期待でき、循環型社会の形成に資する事が可能と見込まれる。

#### 3) リスク分担の明確化による事業の安定運営

本事業において想定されるリスク項目について、三町と民間事業者の役割分担を明確にすることによって、業務の円滑な遂行や安定した事業運営が期待される。また、民間事業者へリスク移転することにより、三町のリスク負担は軽減する。

### (4) 総合評価

本事業を P F I 方式で実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することが可能となり、事業全体を通した三町の財政負担を縮減することが期待できるとともに、民間事業者へのリスク移転や公共サービス水準の向上も期待することができる。ま

た、資源循環型社会の形成を図る上でも民間事業者のノウハウ等を活用する事が望ましいと考えられる。

以上より、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、ここに法第6条に基づく特定事業として選定する。